

経済と経営 22-4 (1992. 9)

〈論 文〉

会計原則研究(3)
—貸借対照表原則論—

成瀬継男

はじめに

貸借対照表原則 (Principles of Balance Sheet) とは何であろうか。貸借対照表を作成し報告するための公正で客観的な会計基準であろう。公正で客観的な基準がなければ各企業がそれぞれの判断基準で貸借対照表を作成し報告することになる。各企業の判断で貸借対照表を作成し、報告した場合には企業の利害関係者に企業の状況に関する判断を誤らせることになる。何故ならば、各企業の財政状態はその企業の会計理念と会計規範ならびに会計処理と会計手続の基準を理解しなければ判断することができないからである。各企業の会計理念や会計基準を正確に理解することは、ほとんど不可能と云ってもよいであろう。そこで、一般に公正妥当と認められ、普遍性と整合性をもった会計原則を設定し、その精神に従って各企業が会計処理や会計手続を行なうことにならざるを得ない。したがって、会計原則は損益計算書と貸借対照表を含めて公正で厳格で、さらに誠実なものでなければならないものである。そして、貸借対照表原則は損益計算書原則とともに一般原則の下部機構を構成することになる。一般原則は企業会計全体の理論的、理念的規範であり、企業会計の在り方と方向性を明示するものであるが、貸借対照表原則

は貸借対照表に係るコンセプトや基準を体系的、網羅的に示したものである。この原則は基準でもあるので、損益計算書原則と同じように、多くの部分においてテクニカル的側面やテクニカル的指針が存在することになる。何故ならば、貸借対照表原則は貸借対照表の作成や表示に関する会計処理および会計手続の具体的な適用基準でもあるからである。会計処理や会計手続の基準はどうしても簿記・会計特有のテクニカル的側面が含まれてしまうことになる。それは簿記・会計自体が固有の技術的側面を包含しているからである。現在の会計理論は複式簿記を土台として理論構成が成立されている。その前提の複式簿記はあまりにも約束事が多く、技術的であり、手續が煩雑もある。こうした手續・技法から解放されるためには全く新しい簿記法を生成しなければならない。しかし、1494年に刊行されたルカ・パチョーリの「ズンマ」以来、幾世紀もの長きにわたって世界中で使用されてきたが、その間に複式簿記の部分的な改善はあったが、新しい簿記法は生成されなかった。これからも容易に生みだされるとは考えられないが、将来において、今の複式簿記よりも良い簿記法の完成が望まれるのである。

さて貸借対照表原則は貸借対照表の作成と表示に関する基準を体系的に組織化されたものであると同時に、その本質は企業の財政状態を明らかにすることである。では財政状態とは何であろうか。年度当初の資産・負債及び資本の在り高が年度中に企業の経営活動によって、どのような増減変化を遂げたかを示したものである。すなわち、バランスシートは財産と資本の増減状態を表わす総括表であると云うことができよう。したがって、企業の利害関係者にとっては損益計算書と同じように、重要で質の高い財務諸表の一つである。では、何故に重要なのか考えてみたい。第1には企業の経営方針確立のための基礎資料となることができる。貸借対照表は一定時点（決算日）の資産・負債及び資本の在り高を記載するので、その年度中の増減変化だけでなく、現在の在り高も表示される。増減変化の過程を分析すれば経営活動の成否も判断できるし、次年度以降の経営方針確立の重要な基礎資料となる。

さらに、ゴーイング・コンサーンのもとで、本年度のバランス・シートと前年度あるいは前々年度等のそれを比較することによって、企業の発展過程を究明することができるし、将来の経営方針も科学的に展開することができる。第2には企業の支払能力の判断ができることがある。何故できるのであろうか。具体的な例で考えてみよう。ある企業のバランス・シートで流動資産1億円、流動負債5億円が計上されていたとしよう。この企業に対して銀行等では、まず融資はしてくれないものと思う。何故であろうか。流動資産は1年以内に換金化される資産であり、流動負債は1年以内に返済しなければならない負債である。この1年間で全部の流動資産を換金化しても1億円であり、それを全額返済に廻しても流動負債は4億円残ることになる。このような企業に銀行が貸付しても資金の回収は不可能であり、貸付金の焦げつきになるからである。第3には企業の財政上の安全性の判断基準となることができる。例えば、バランス・シートにおける資産と資本とを比較してみよう。資本の金額で固定資産が調達されていれば安全性は非常に高いとみてよい。勿論、ある程度の長期借入金によって固定資産が調達されても安全性はそれほど粗害されない。しかし、短期借入金等によって固定資産が調達されていればその企業の安全性は非常に低いとみてよい。いずれ倒産は避けられないところであろう。また、資本と負債の金額を比較することによって企業の構造的な安定性を判断することができる。第4には景気変動の判断資料となることができる。例えば、ある業界に属する企業のバランス・シートを総覧することによって、その業界の景気動向や経済状況を判断することができる。景気の良い業界のバランス・シートは、おおむね、良好であろうし、不景気の業界のバランス・シートは一般的に逼迫しているからである。

このように、貸借対照表の役割はいくつかあるが、貸借対照表に記載される内容は雑多なものが多い。何故であろうか。それは損益計算書の理論的精緻さを重視する余り、損益計算書に記載されない期間外損益等をかかえこむ

ことになるからである。勿論、損益計算書の理論性を高めることには何らの異論はないが、損益計算書に計上できない項目を単にバランス・シートに記載させるだけでよいのであろうか。相対的な意味で損益計算書を重視する余り、バランス・シートは軽視されすぎていなか。それは我が国の企業会計原則が中途半端な費用動態論の内容構成になっているからではないだろうか。固定資産の費用配分、配分された費用を当期の収益と対応し、それらによって当期の期間損益を確定し、そして期間損益による経営成績の把握という一連の会計手続によって損益計算書の理論的整合性と一貫性はキープされていることになる。だが、しかし、期間外損益等をバランス・シートに包含させることはバランス・シート自体が雑多なものを内蔵し、意味合いの薄いものにしてはいないだろうか。では何故そのようなことになってしまったのか。それは複式簿記の構造的な技法でもあるが、貸借対照表には損益計算書のように一連の会計手続のコンセプトと、それを理論的にカバーする一貫性と整合性が体系的に確立されていないからであろう。そこで、貸借対照表にとって現在、必要不可欠なことは貸借対照表の明確な理念と理論を確立することではないだろうか。造詣深い会計認識から推論された普遍性の高い理論構築と貸借対照表におけるハイ・グレードな一連の会計処理・手続コンセプトの確立が必要であることを痛感するのである。

1 貸借対照表の本質

我が国の現行企業会計原則の貸借対照表原則においては、貸借対照表の本質について「貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産・負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。ただし、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことができる。」と規定されている。昔から、貸借対

照表の本質については種々の見解があり、意見の相異が存在した。では、どのような見解があるのであろうか。第1は、貸借対照表は一定時点における企業の財産と資本の在り高を明示するものであるとする考え方である。静態論的な思考方法である。第2は、企業会計の目的は財産計算ではなくして損益計算とくに期間損益計算であるとする考え方である。貸借対照表は精緻な期間損益を確立するための補完手段として作成されるものであって、財産と資本の状態を正しく示すものではないとする考え方である。動態論的な思考方法である。第3は、貸借対照表によって財産計算と期間計算を同時に行なうことが可能であるとする考え方である。我が国の企業会計原則はこれに近い考え方である。第4は、資金会計的な考え方である。貸借対照表の貸方側は資金の源泉形態と考え、負債は他人資本、資本は自己資本の源泉であると考える。借方側の資産は自己資本および他人資本の具体的運用形態であるとする考え方である。このような複数の見解はいずれが正しいかと云うより、複数の機能を有するものが貸借対照表の本質であるということになる。それだけ、貸借対照表の財務諸表としての役割は普遍的なものがあることになる。

わが国の貸借対照表原則では企業の財政状態を明らかにするためと規定されているので、複数の選択肢のなかから一つを選択したことになる。財政状態の明示ということは期末における資産・負債・資本の状態を正しく表示することである。したがって、貸借対照表日において企業に属する全ての資産・負債および資本は完全に網羅して体系的に記載しなければならないことになる。これを貸借対照表完全性の原則という。貸借対照表が資産・負債および資本の表示を目的とするかぎり、その全てをもれなく記載することは当然なことである。企業が所有し、負担し持分とする全ての資産・負債および資本は完全に記載されなければならないと同時に、簿外資産と簿外負債の存在は否定されなければならないことになる。しかしながら「正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は貸借対照表の記載外におくことができる。」と規定されている。その具体例として、企業

会計原則注解の〔注1〕重要性の原則の適用についての中で、次の5つを上げている。(1)消耗品・貯蔵品等を買入時または支出時に費用として処理することができる。(2)前払費用・未収収益・未払費用・前受収益を経過勘定項目として処理しないことができる。(3)引当金のうち重要性の乏しいものについて計上しないことができる。(4)棚卸資産の付随費用を取得原価に導入しないことができる。(5)分割返済の定めにある長期の債権又は債務のうち、期間が一年以内に到来するものでも固定資産又は固定負債として表示することができると定められている。このように、簿外資産および簿外負債は金額が少額で記帳が技術的に煩雑であり、かつ重要性の乏しいものにかぎられている。これらは例外的な意味で理解できなくもないが、特許権などの無形固定資産は取得してから通常5年間で均等償却を行なうが、償却済となるとその評価額は0となる。ただし、その特許権の法定有効年数は15年なので当然に簿外資産となる。また、有形固定資産の減価償却を耐用年数を短縮して推定すれば簿外資産が生じることになる。このように考えていくと「正規の簿記の原則」とそれに係る問題とは何なのであろうか。単に表示形式だけの問題ではないようと思われる。勿論、この問題は単に表示形式だけの問題ではなく、現在、我々が所有している簿記・会計全体の技術的・理論的な問題であり、会計処理、会計手続の問題でもあり、計算構造とそれをサポートする理論構成の問題でもあろう。次に簿外負債については〔注1〕で未払費用と前受収益の省略が認められているし、負債性引当金のうち重要性の乏しいものについても省略が認められている。会計が学問であり科学であるがためには、重要性の原則の適用は資産も負債も同じであるべきで、簿外資産を認めるからには簿外負債も認めることが理論的整合性を高めることになる。改正前の企業会計原則のように「負債については、貸借対照表完全性の原則の例外は認められないから、簿外負債は設ける余地は生じない。」として簿外負債を完全に否定した。これでは理論的体系性に欠けることになる。何故ならば、重要性に乏しい簿外資産の発生の可能性があるかぎり、簿外負債の発生の可能性

もある。一方だけを認めて他方を認めないことは理論の整合性に欠けることになるのではなかろうか。貸借対照表完全性の原則からみて、基本的には両者共に認めないことが理論的にベストであろう。正規の簿記の原則によって生じた償却済資産は昔のように1円勘定で処理されることが望ましい。償却済建物を1円と計上することになるが、建物の取得価額が1円ということではなく、償却済の建物が存在するということである。簿外資産として処理することよりは完全性の原則に適うことになる。したがって、この問題は会計の計算構造とそれをサポートする理論構築が確立されていなければ、単に表示形式の問題に矮小化されてしまうおそれがある。

A 資産・負債・資本の記載の基準

貸借対照表原則一のAにおいて「資産・負債及び資本は、適當な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。」と規定されている。これは貸借対照表の報告原則といわれている。この原則の内容は具体的には区分表示の原則、項目配列の原則、科目分類の原則および注記事項の原則である。なお、評価の基準については後述する。これらはいずれも一般原則の明瞭性の原則の具体的適用基準にはかならない。なお、総額主義の原則は一のBにおいて、注記事項は一のCにおいて、区分は二、配列は三、分類は四において規定されているので、それぞれのところで論ずることにする。

B 総額主義の原則

貸借対照表原則一のBにおいて「資産・負債及び資本は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。」と規定されている。これを貸借対照表における総額主義の原則という。総額主義の原則は本来的には評価勘定の相殺を禁止する原則であった。例えば、減価償却引当金や貸倒引当金を当該資産から直接控除せずに、貸借対照表上のなか

で控除する形式で示すこと、すなわち、建物や機械および売掛金や受取手形を純額ではなく総額で示すことを要請した原則である。もし、純額で表示することを許容すれば有形固定資産の取得原価はいくらなのか、減価償却引当金累計額はいくらなのか、当事者以外には判断できないし、企業の利害関係者も判断できにくい。これでは一般原則の明瞭性の原則が規定する「企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。」というテーゼに反することになる。そこで総額表示が要請されることになる。次に資産と負債または資本との相殺禁止は当然のことである。売掛金と買掛金とを相殺したり、受取手形と支払手形とを相殺しても何らの意味を持たず、むしろ財政内容を不明確にするだけであり、百害あって一利なしの諺どおりである。したがって貸借対照表における総額主義の原則は明瞭性の原則の絶対的適用基準である。かりに、純額主義を採用すれば資産と負債及び資本の一部は貸借対照表の記載外におかれることになる。このことは貸借対照表完全性の原則とも反することになるので純額主義は認められないことになるのである。

C 注記事項

貸借対照表原則一のCにおいて「受取手形の割引高又は裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務、債務の担保に供している資産、発行済株式1株当たり当期純利益及び同1株当たり純資産額等企業の財務内容を判断するために重要な事項は、貸借対照表に注記しなければならない。」と規定されている。貸借対照表における注記事項は、この他にもあるが、それはその都度概説することにして、ここでは一のCの例に特定して論じたい。注記事項とは貸借対照表の重要な科目または金額について貸借対照表の末尾にコメントを記載することであり、脚注ともいわれている。まず、受取手形の割引高又は裏書譲渡高とは通常の商取引において商品を販売し手形をもらったとしよう。手形のサイドは通常2ヶ月ないし3ヶ月なので、手形をもらった時点で銀行に割引いてもらい運転資金等として活用することになる。しかし、この手形は相手

が約束の日に約束の場所に手形金額を振込まなかつたら不渡手形となる。したがって、割引手形の段階では不渡手形となる可能性があるので、注記することになる。受取手形の裏書譲渡高も全く同じ理由である。保証債務等の偶発債務とは親会社が子会社の借入金に対して債務保証をしたとしよう。子会社が約束期日に借入金の返済ができなかつた場合には親会社が返済することになる。しかし、親会社の借入金ではないので親会社の貸借対照表には記載する必要はなく、脚注として注記することになる。債務の担保に供している資産は当該部分の金額とそれに対応する債務の金額を示す形式で欄外に注記することになる。資産が財団抵当に供されている場合には、その種類と金額ならびに債務の金額を脚注として注記することになる。このように、注記事項は貸借対照表に記載される科目および金額について特に説明を必要とするものや、財務内容の表示上重要な項目でありながら、その性質上、貸借対照表に記載することができないものを補足的にコメントすることである。

D 繰延資産の計上

貸借対照表原則一のDにおいて「将来の期間に影響する特定の費用は、次期以降の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。」と規定されている。これをうけて注解の〔注15〕では「将来の期間に影響する特定の費用とは、既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。これらの費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができる。」と示されている。したがって繰延資産とはすでに支出され、その性質は費用であるが、経過的に貸借対照表の資産の部に計上され、数期間にわたって合理的に配分することが認められた一種の疑似資産である。この支出は数年間にわたり、企業にその効果を及ぼすものであるから、一時的に貸借対照表上の資産として計上し、漸次、合理的に償

却するのである。具体的に考えてみよう。ある会社を設立するために創立費5千万円を要したとしよう。この創立費5千万円は本来、会社設立の年度が負担するものであるが、その効果は会社が存続する限り有効であるし、また、会社設立の当初は負担能力が弱いので、数年間に配分して負担することができるるのである。商法（第286条）では5年間で均等額以上の償却を認めているので、毎年1千万円ずつ負担してもよいことになる。会社設立年度の決算において、1千万円償却すれば、4千万円が繰延資産として次年度に繰越されることになる。そして、5年後には創立費は全部償却されて0になることになる。ある大口の支出を一時に費用として計上すると、その年度の負担が大きいので、数年間で負担すれば企業にとって資金的な面で非常に有利になる。繰延経理が認められることは企業経営を遂行する上で大きなメリットになることは事実であろう。また、巨額な臨時損失の繰延経理は企業にとって大変都合のよいことになる。そこで、〔注15〕の後段で「なお、天災等により固定資産又は企業の営業活動に必須の手段たる資産上に生じた損失が、その期の純利益又は当期末処分利益から当期の処分予定額を控除した金額をもって負担しえない程度に巨額であって特に法令をもって認められた場合には、これを経過的に貸借対照表の資産の部に記載して繰延経理することができる。」と示されている。天災・地震などの災害によって生じた固定資産等の損失はキャピタル・ロスと言われる。このようなキャピタル・ロスで巨額の損失は繰延経理することが認められることになる。ただし、(1)キャピタル・ロスが、その期の純利益または当期末処分利益から当期の処分予定額を控除した金額で負担することができない額であること、(2)法令によって認められていることを前提として認められることになる。(2)については、企業会計原則は昭和24年の「企業会計原則の設定について」の中にあるように「企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののがから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならぬ」と規定している。

ればならない基準である。」と述べられている。このように会計原則は法令ではなく、本来的に「基準」なのである。法律又は法令が許容した会計処理については企業会計原則は拒否できない。したがって、臨時巨額な損失を繰延経理することを法律または法令が認めたならば、会計原則としては特に繰延経理の規定がなくとも繰延されることになる。現行の法制度のもとでは「法律」の方が「基準」よりも強制力が強いからである。そこで、何故このような文言をあえて企業会計原則の注解で示す必要性があるのであろうか。このような文言がなくとも一切不都合はないはずである。したがって、法と会計基準との関係は法律の方が上位概念であるとか、強制力が強いとかの認識ではなくして、法と会計との関係を、もう一度再検討してみる必要性があるのではないかろうか。会計はけっして法の下部構造ではないはずである。明治初年に複式簿記が日本に導入されてから100年以上の簿記・会計研究の歴史があり、その間に積み上げられてきた固有の体系があるからである。それ故に会計自体が今まで以上に精緻な理論構成と一般に認められる普遍性とを確立していかなければならぬ。そして会計は他の社会科学の理論的規範であり、道標的指針でもあらねばならないからである。

E 資産と負債・資本の平均

貸借対照表原則一のEにおいて「貸借対照表の資産の合計金額は、負債と資本の合計金額に一致しなければならない。」と規定されている。これを公式化すると資産=負債+資本の等式が成立する。これを貸借対照表等式といい、簿記を学ぶ場合に最初に教わる基礎である。そこで、具体的な例で考えてみよう。ある人が一生懸命に働いて1千万円を貯蓄したとしよう。この金額で商売をするのには資金不足なので親類等から2千万円を借りたとする。この場合に資本は1千万円で負債は2千万円である。この3千万円で土地を購入し建物を建築し商品を仕入れたとしよう。また、3千万円全部を使ってしまうと運転資金がなくなるので現金で若干残したとしよう。土地を1千万円で

購入し、建物も1千万円で建築し、商品を800万円で購入すると現金200万円が運転資金となる。現金・商品・建物・土地は全て資産であり、資産合計額は3千万円となる。したがって、資産3千万円=負債+資本3千万円となる。もし、負債+資本の3千万円を1円も使用しないで全額を預金したとしよう。それでも資産（預金）3千万円=負債+資本3千万円の等式は成立するのである。どのようなケースでも、この資産=負債+資本の等式は一致するのであり、この等式によって貸借対照表が作成されるのである。そして、資産=負債+資本が一致しない場合は、その差額の金額が、その期間の純利益又は純損失となるのである。

この差額計算、すなわち残高計算は複式簿記の宿命的な技法である。例えば、ある資産勘定の貸借差額、すなわち、残高は、その資産の手持在高であり、ある負債勘定の貸借差額、すなわち、残高はその負債の現在高ということになる。複式簿記がこの差額計算、あるいは、残高計算を克服しないかぎり科学とは云えず、単に技術に過ぎない。何故ならば、複式簿記における残高概念は試算表によって保証されているに過ぎない。その試算表の保証は試算表の貸借合計金額が等しくなったということである。しかし、例えば、仕訳において借方と貸方ともに同金額を落した場合とか、転記において、借方科目と貸方科目ともに同金額を間違った場合に、試算表の貸借合計金額は一致する。これが試算表の保証であり、それを前提とした残高概念である。そして、これが複式簿記の本質的実態なのである。したがって遺憾ながら複式簿記はパーフェクトに完成されたものではないことを認識しなければならないのである。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表原則二において「貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三区分に分ち、さらに資産の部を流動資産、固定資産及び繰延資産に、

負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。」と規定されている。貸借対照表の区分表示の原則は、まず、貸借対照表日における資産と負債及び資本を区分し、その在り高を把握しなければならない。そして、さらに資産と負債をワン・イエア・ルールの基準によって流動・固定とに分類して表示することになる。では何故に分類表示するのであろうか。貸借対照表は企業の財政状態を企業の利害関係者に正しく明示するものであるから、分類や配列も明確に表示しなければならない。雑然と作成しただけでは財政状態を正しく表示したものとは言い得ない。とくに財務分析等を行なう場合に雑然と表示しただけでは分析自体も行なえないことになる。資産の区分についてワン・イエア・ルールによって流動資産と固定資産に区分することは1年が妥当であると考えられているからにすぎない。ワン・イエア・ルール以外の考え方もある。例えば、営業循環基準説のように、かりに営業債権の回転期間が一年を超えるものがあったとしても、これを流動資産として分類する基準である。この考え方は正常な経営活動のなかで、厳格にワン・イエア・ルールを適用するより営業の流れ、資金の流れにそって分類・表示した方が無理がないとする判断からであろう。営業債権以外においても、一時的所有の市場性ある有価証券を取得した場合に、営業資金が不足していないときは一年を超えても取得している場合がある。このような場合にこの有価証券はいつでも換金化できるため流動資産として分類されることがある。しかし、貸借対照表原則では営業循環基準説を採らず、ワン・イエア・ルールを採用している。営業の流れ、資金の流れ等の見地からすれば前者が適合していると考えられるが、かりに1年6ヶ月も取得している有価証券を流動資産として計上することは正しくない。昔から積み上げてきた会計の理論体系を崩してしまうおそれがある。そして、1年2ヶ月なら許容し、1年6ヶ月なら許容しないとしたなら、1年4ヶ月はどうなるか、判断の基準が難しい。それならば、ワン・イエア・ルールのような明確な基準の方が妥当性は高いと考えられる。

負債の部もワン・イエア・ルールによって流動負債と固定負債に区分しなければならないが、貸借対照表原則四の(2)で規定されているので、そこで論ずることにする。資本の部については資本金に属するものと剰余金に属するものとに区別し、さらにこの剰余金を資本剰余金と利益剰余金とに区分しなければならないが貸借対照表原則四の(3)で規定されているので、そこで論ずることにしたい。

3 貸借対照表の配列

貸借対照表の項目の配列方法は貸借対照表原則三において「資産及び負債の項目の配列は、原則として、流動性配列法によるものとする。」と規定されている。貸借対照表に記載する項目は一定の基準に従って配列しなければならないが、その基準の一つが流動性配列法である。流動性配列法とは何であろうか。資産についていえば、換金性の大小、すなわち、現金に性質が近いものから順に配列する方法である。負債についていえば支払期限の長短や速度を基準にして配列する。すなわち、支払期限の短いものから遅いものの順に配列する方法である。企業会計原則では、この配列法を「原則として」採用しているが、電力会社やガス会社などのように固定資産の構成比率が相対的に高く、かつ公共性の高い企業においては固定性配列法も許容されている。固定性配列法とは流動性の低いものから順に配列する方法であり、負債も支払期限の遅いものから速いものの順に配列する方法である。この両者を比較すると販売企業や金融業のように、その業種の性質上固定資産よりも流動資産の比重が高いところでは流動性配列法を重視し、製造企業や鉄道業などのように、多額の固定資産を所有しているところでは固定性配列法が重視されることになる。しかしながら、固定設備の占める割合が大きい企業についても、債務の支払能力や資金の流れを判断するためには流動性配列法の方が一般的な妥当性は高いと考えられる。また、アメリカの一部において流動資産

の次に流動負債を計上し、その差額を営業資金として表示し、次に固定資産と固定負債を並列し、そしてその次に資本金と資本剰余金、利益剰余金を表示している。この方法は企業の支払能力を判断する場合に効果的であるが一般的に普遍化されていない。わが国の場合には企業会計原則において流動性配列法を採用しているので考慮の余地はないであろう。しかし、電力会社やガス会社などに例外的にしろ固定性配列法を許容しているのは何故であろうか。固定資産の構成比率や公共性の高い企業は他にも種々存在する。例えば、鉄道業などは流動性配列法を採用しているにもかかわらず、電力・ガス会社だけに固定性配列を許容するのだろうか。監督官庁は何故に得意の行政指導をしないのだろうか、理解に苦しむところである。

4 貸借対照表科目の分類

(1) 資産

貸借対照表原則四において、科目の分類原則として、「資産・負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。」と規定されている。一定の基準の内容はいくつかに分かれるが、まず、資産の分類及び科目の名称として、「資産は、流動資産に属する資産、固定資産に属する資産及び繰延資産に属する資産に区分しなければならない。仮払金・未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適當な科目で表示しなければならない。」と定められている。資産を流動、固定、繰延資産に分類することは当然のことであるが、仮払や未決算勘定はどのように処理したらよいのか。原則として仮払金等の未決算勘定はなければならない方がよいのであるが、企業経営上ときには必要となることもある。例えば、社員が契約を取りに中央に出張し、上手にいけば2日か3日で契約を取って帰社できるが、下手をすれば10日も半月も帰れないような場合に、会社として社員に出張旅費を30万円持たせたとする。この30万円は当然、帳簿に記入しなければなら

ないが、旅費 30 万円とはならない。社員が帰社して旅費合計 20 万円を使ったと領収書を添えて報告し、残額 10 万円を返済した場合に、はじめて旅費 20 万円と確定できる。それまでは金額が確定できないので仮払金として処理するしか他に方法がない。したがって、ときには仮払のような未決算勘定は必要であるが、あまり大きな金額にはならないはずである。社員が帰社しない時点で決算に入った場合以外には、その性質を示す旅費勘定で処理することになる。

A 流動資産の内容と表示

流動資産の内容と表示に関しては「現金預金、市場性ある有価証券で一時的所有のもの、取引先との通常の商取引によって生じた受取手形、売掛金等の債権、商品、製品、半製品、原材料・仕掛品等のたな卸資産及び期限が一年以内に到来する債権は、流動資産に属するものとする。」と定められている。簿記上、現金とは硬貨・紙幣などの通貨だけでなく、商取引上通貨と同様に通用し、要請次第いつでも自由に通貨と引換えることのできる通貨代用証券をも含むものである。預金は金融機関に対する預け金、貯金、掛金、金銭信託などで、必要なときにはいつでも払戻しのできるもので、1年以内に契約期限の到来するものを総称する。有価証券は公債、社債、株券等のように市場性ある投資証券で、一時的所有のものをいい、払込金領収書や申込金領収書も含まれる。有価証券は企業の遊休資金を投資して利殖をはかると同時に支払準備として取得する場合が多い。売掛金は得意先との間の通常の取引過程において発生した営業上の未収金を指すものである。受取手形は得意先との信用取引の結果取得した手形上の債権、すなわち通常の商取引による手形上の売上債権である。このような売掛金や受取手形等の売上債権は貸倒れとなる可能性があるので、あらかじめ次年度に貸倒れになる金額を見積って当年度末の決算の際に貸倒引当金を設定する。そして、次年度に実際に貸倒れになった金額は貸倒引当金を取崩して充当する。もし本年度の決算の際に貸

倒引当金を設定していないとすれば、次年度における実際の貸倒れは次年度の貸倒損失として負担することになる。売掛金等の売上債権は本年度発生しているのにもかかわらず、その損失は次年度が負うことになる。「発生した期間に正しく割当られる」ことにはならない。したがって、売上債権は貸倒引当金を設定することになる。商品は説明するまでもないが、製品、半製品、原材料、仕掛品等は工業簿記、原価計算上の科目であるが、ここに示されている科目は流動資産として処理されることになる。この他に流動資産に属するものとして「前払費用で一年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとする。」と定められている。前払費用は支出はしたが、まだ費用となっていないものである。例えば、10月1日に1年分の保険料12万円を支出した場合に、12月31日の決算では本年度の保険料は3ヶ月分3万円で、残りの9ヶ月分9万円は次年度の保険料である。したがって、この9万円は前払保険料となり、流動資産に属することになる。ただし、1年以上の長期の前払費用は固定資産に属することになる。

さらに、流動資産の表示内容上の問題で「受取手形、売掛金その他流動資産に属する債権は取引先との通常の商取引上の債権とその他の債権とに区別して表示しなければならない。」と定められている。このことは債権のみではなく債務についても、株主、役員、従業員に対するものと外部の取引先に対するものと区別して表示することを指示していることになる。この区分は企業の状況および内容を明らかにすることを目的とする明瞭性の原則にとっても重要なことである。

B 固定資産の分類及び内容

固定資産の分類および内容としては貸借対照表原則四の(一)Bにおいて「固定資産は有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分しなければならない。」と規定されている。この分類は標準的な区分方法である。では固定資産とは何であろうか。固定資産は企業が使用する目的で取得した財産

で、長期間にわたって、企業内部に固定化され、継続して使用されるものである。そして、有形固定資産は「建物・構築物・機械装置・船舶・車輛運搬具・工具器具備品・土地・建設仮勘定等は、有形固定資産に属するものとする。」と定められている。建物は営業用の建物のほかに工場用建物・倉庫用建物、従業員の住宅用建物、各地の支店・営業所など企業の所有する一切の建物を含む。その他、建物に直接附属する冷暖房、通風なども含まれる。構築物は土地に接着する土木設備等を総称するもので、岸壁、軌道、電柱、煙突、門、塀、井戸などが含まれる。機械は主に動力によって作動するもので、工作機械、電動機、発電機などであり、装置は建物内部に設置するもので、コンピューター装置、燃料装置、冷凍装置などがある。船舶は木船、鋼鉄船、客船、貨物船、ランチなど水上運搬具などである。車輛運搬具は各種の自動車やオートバイ、トラック、貨車など陸上運搬具を総称する。工具器具備品はハンマーやスパナあるいは電圧計や温度計そして机・椅子、ロッカーなどである。これらは耐用年数が一年を超え相当価額以上のものにかぎられ、それ以下のものは流動資産として処理される。土地は工場および事務所の敷地のほかに社宅用敷地、運動場、倉庫などの用地も含まれる。建設仮勘定は建設中の有形固定資産の手付金または前渡金である。その資産が完成するまで一時的に処理する勘定であり、その資産が完成すれば本来の勘定に振替えることになる。1億円の建物を建設するため建築会社と契約し、1千万円の手付金を支払ったとしよう。この1千万円は建物勘定にはならないので、建設仮勘定として処理しておき、建物が完成し引渡しを受けた時点で残額の9千万円を支払い、建設仮勘定を建物勘定に振替えることになる。あくまで、一時的に処理する勘定であるので他の有形固定資産とは性質を異にする。建設仮勘定を除く他の有形固定資産は取得原価で評価する。取得原価とは、これを買入れるまでに要した一切の支出、すなわち、付帯費用を加味した金額である。具体的には仲介人手数料、改良費、引取費、据付費、試運転費等である。有形固定資産は使用や時の経過等によって価値が減少していくので、中

古の資産でも貨幣評価の公準によって貨幣的数字すなわち金額で表示しなければならない。ここに Valuation (評価) あるいは Measurement (測定) の問題が提起されてくるのである。何故ならば、貸借対照表において、建物 2 棟、機械 10 台では何んの意味も持たないし、計算を確定することは不可能である。したがって、貨幣額によって評価することが会計の根本命題を維持していく上でも正しいと考えられる。さらに、基本的なことは会計固有の資産・負債・資本あるいは費用・収益というものは本来、同質性を持たない概念である。同質性を持たない概念を統一的に把握するためには貨幣額という共通の価値尺度をもってするしか他に方法がないのである。貨幣額で評価すると有形固定資産においては減価償却という評価の問題が必然的に提起されてくるのである。

四の(一)のBの中段において「営業権・特許権・地上権・商標権等は、無形固定資産に属するものとする。」と定められている。営業権とは何であろうか。概念的には同種同業の企業の正常収益力に比べて超過収益力を生む源泉と定義されている。相当年数を経た企業が立地条件が良好なこと、販売商品が安くて良い品であること、その前提としての仕入商品が安くて良い商品であること、経営スタッフが優秀であること、商号または商標が良く知られていること、すなわち、ブランドが高いこと等の原因によって営業権が発生する。これらの条件を長期間継続して維持していければ、同業の企業に比べて超過収益力を生みだすことになる。そして具体的には利益率が同種同業の企業よりも高くなるのが普通である。営業権において重要な問題は営業権の評価であろう。自己発生営業権を資産計上するにしても、その客観的評価はきわめて困難である。したがって、それが資産として計上されるのは企業の買収、合併などの有償取得に限定される。そして、営業権の償却に関しては償却説と償却不要説との対立が戦前からあった。すなわち、取得した営業権はそのまま同一価額で据えおくか、あるいは有形固定資産のように毎期償却していくかという問題である。従来より学者間で種々の論争があったが、その詳細

は省略するとして、現在では償却説が定説である。わが国の商法285条7において「暖簾ハ有償ニテ譲受ケ又ハ合併ニ因リ取得シタル場合ニ限り貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得、比ノ場合ニ於テハ其ノ取得価額ヲ附シ其ノ取得ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス。」と規定されている。強制法規である商法も償却説を採用していることになる。特許権は特許法にもとづき法定有効期間内にかぎり、その発明を独占的に利用できる法律上の権利である。地上権は自己の企業以外の所有する土地において、地代を支払って工作物等のために、その土地を利用する権利である。商標権は自己の企業で製造、加工、販売、取扱等を行なっている商品であることを表示するために独自のトレードマークを専用する権利である。これらの無形固定資産は本質的には有形固定資産と異なるものではない。何故ならば有形、無形の形態上の相異があるけれど他企業では使用あるいは利用することはできない。あくまでも当該企業のみしか使用あるいは専用することはできないからである。無形固定資産の償却は一般的に5年間で均等償却するものが多い。

四の(一)Bの中段において「子会社株式その他流動資産に属しない有価証券、出資金、長期貸付金並びに有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。」と定められている。投資資産は企業本来の目的行為ではなくして、他の企業を支配またはコントロールする目的で企業の手持余裕資金を投下することであり、また同時に利殖を図ることもある。ただし、その取得期間が一年を超えるもの、あるいは越えると認められるものである。子会社株式は親会社が支配する目的で子会社の株式を保有することであり、他の株式と区別して記載する。関係会社有価証券は他企業を支配またはコントロールする目的で、あるいは密接な関係をキープするために、その企業が発行している株式や社債を長期間にわたり取得することである。投資有価証券は投資の目的で所有する有価証券で、関係会社以外の株式、社債、公債等を長期間にわたって所有し、利

殖を図ることを目的としている。出資金は資本参加とも言われ、株式会社以外の企業に対する資本参画である。子会社出資金と、他の出資金とに区別して記載することになる。長期貸付金は貸借対照表日より起算して一年以内に満期の到来しない貸付金である。その他の投資等は投資不動産および金銭信託等である。長期前払費用は一定の契約にしたがい継続して役務の提供を受ける場合に、まだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいうのであって、時間の経過とともに次期以降の費用となるものである。ただし、当該年度において支払った支出のうち一年以上にわたって繰延べられる費用である。

四の(一)Bの後段において「有価固定資産に対する減価償却累計額は、原則として、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載する。」と定められている。減価償却は昭和35年の連続意見書第三において「減価償却の最も重要な目的は、適正な費用配分を行なうことによって、毎期の損益計算を正確ならしめることである。このためには、減価償却は所定の減価償却方法に従い、計画的、規則的に実施されねばならない。」と述べられている。土地を除く有形固定資産は使用または時の経過によりその価値が徐々に減少していく。そのため、その取得原価から残存価額を控除した金額を、その使用可能期間に配分して費用化する会計手続が必要となる。この会計手続を減価償却という。しかし、徐々に行なわれる価値減少を物量的・物理的に認識、測定することは不可能である。そこで、その減価を認識、測定する手段として一定の組織的な計算仮定を用いて取得原価を耐用年数期間で原価配分することになる。では、どのような原因によって減価が生ずるのであろうか。(イ)使用または時の経過による物理的減耗、(ロ)科学技術の進歩発達による陳腐化、(ハ)経済状況あるいは経営方法の変化等がある。ただし、修繕あるいは改良によって資産の寿命が大巾に延長されたときには耐用年数を延長することができる。減価償却の計算方法としては企業会計原則注解〔注20〕において次のようなものがあげられている。

- (1)定額法 固定資産の耐用期間中、毎期均等額の減価償却費を計上する方法
- (2)定率法 固定資産の耐用期間中、毎期期首未償却残高に一定率を乗じた減価償却費を計上する方法
- (3)級数法 固定資産の耐用期間中、毎期一定の額を算術級数的に遞減した減価償却費を計上する方法
- (4)生産高比例法 固定資産の耐用期間中、毎期当該資産による生産又は用役の提供の度合に比例した減価償却費を計上する方法

この方法は、当該固定資産の総利用可能量が物理的に確定でき、かつ、減価が主として固定資産の利用に比例して発生するもの、例えば、鉱業用設備、航空機、自動車等について適用することが認められると定められている。

(1)の定額法は減価償却費を決定する方法のなかで最も簡易で実用的な方法である。毎年度の減価償却費は取得原価から残存価額を控除した金額を耐用年数で除して求められる。

$$\text{減価償却費} = \frac{\text{取得原価} - \text{残存原価}}{\text{耐用年数}}$$

この方法は資産減価の度合は毎年一定であるという仮定にもとづいて償却費を計算する。したがって、操業度や生産高の大小は考慮されていないという短所がある。だが、固定資産の取得は使用することを目的として購入するのであって、売却を対象とするのではないのであるから、この方法は理論的にも成立すると考えられている。しかし、資産の用役提供能力が毎期均等であるという仮定にもとづいた計算方法は一種の疑似計算であろう。勿論、長所も多く、計算が簡便で、採用も容易であるので実務界で広く採用されている。

(2)の定率法は定額法が原価をベースとする計算方法であるのに対し、残高をベースとする計算方法である。すなわち、年度始めの有形固定資産の残高に一定率を乗じた金額をその年度の減価償却費とする方法である。その公式は減価償却費 = 未償却残高 × 定率である。ただし、第1年目は1回も償却していないから、減価償却費 = 取得原価 × 定率である。この方法によると有形

固定資産の価額が毎年度一定率をもって償却されるから、初期の間は多額であっても年月を経るに従って漸次遞減することになる。この方法は初年度に比較的多額の償却を行ない漸次遞減するので、中期から後期に至る期間で修繕費や維持費が増加した場合にも比較的に公平な負担が得られる。なぜなら、定率法による償却額と修繕維持費との間には一切の因果関係はないから、費用の負担を結果的に均等、公平にすることができる。ただし、この方法は新規資産ほど用役提供能力のポテンシャルが高く、以後その能力は漸次減少していくという仮定にもとづいた計算方法である。わが国の法人税では原則としてこの方法を採用している。(3)の級数法は耐用年数の1から耐用年数終了までの合計を分母として、残余耐用年数をそれぞれ分子とする分数を、取得原価から残存価額を控除した金額に乗じて減価償却費を算出する方法である。公式は減価償却費 = (取得原価 - 残存価額) × $\frac{\text{耐用年数}}{1+2+3+4+\dots+\text{耐用年数期間}}$ である。第2年度は分子を(耐用年数 - 1)、第3年度は分子を(耐用年数 - 2)とする。この方法は遞減法の一種であるが定率法に比して、遞減率はいくらか低い金額になる。だが、この方法は同一固定資産についても毎年度の償却率が異なるから、耐用年数の同じ固定資産を一括して償却費を計算することができない。わが国の税法ではこの方法を認めていないので、実務的には採用されていない。

(4)の生産高比例法は固定資産の耐用期間中、毎期当該資産による生産または用役の提供の度合に比例した償却方法である。固定資産の総利用可能額が物量数値的に確定でき、かつまた減価が主として固定資産の使用に比例して発生するものに適用される。具体的には鉱業用設備、航空機、自動車等である。この方法の長所は償却費が固定費ではなく、変動費的な要素となり、企業経営に弾力性を持たせることができるからである。

注解の〔注20〕の後段において「なお、同種の物品が多数集まって一つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する費用を収益的支出として処

理する方法（取替法）を採用することができる。」と定められている。この取替法は減価償却法と異なるが特殊な資産について実質的に減価償却を行なったことと同一の結果が得られる方法である。特殊な資産とは鉄道業におけるレールや枕木、電気・ガス事業における電柱・電線のように同種の物品が多数使用され、年々ほぼ同じ割合でその一部の取替が行われる資産である。このため毎年度の取替費を費用として計上すれば、資産価値は同一の能力を継続して維持することになるので減価償却を行なう必要がない。取替費をもって減価償却費の代替とすることになる。わが国の企業会計原則ではこの方法を特定の資産についてのみ認めている。なお、取替法の一種に50%償却法がある。これは取得原価の50%に達するまで定率法等の方法で償却を行ない、50%に達したところで取替法を適用する方法である。この考え方は企業の資産には取り替えたばかりの新資産と取り替直前の老朽資産とが常に混合しているので、取替資産全体の価額としては、アベレイジすると取替原価の50%程度という推測にもとづくのである。税法ではこの方法を認めていたが、ゴーアイング・コンサーンにおける原価配分としては理論的正当性を欠くきらいがある。

減価償却という概念は、本来的には企業が投下した資本を内部蓄積して企業の維持、発展に資することにあった。したがって、この概念は企業会計における安全性あるいはコンサーバイズムの具現化された方法であった。それが損益計算重視の費用動態論の理論的枠組の中に組み込まれ、資産の費用化、資産の費用配分の手続となってしまった。市場経済原理における投下資本の内部リザーブという基本理念が費用配分の会計処理、手続概念に変ってしまった。勿論、現在の複式簿記を土台にした会計処理、手續では費用配分理論に組み込まれるのは当然の理論的、技術的帰結であろう。何故ならば、減価償却会計が理論的、制度的に確立されないまま複式簿記の技術的枠組のなかに組み込まれてしまったからである。云いえるならば、理念が手續概念に変遷し、会計制度が会計処理に変質したからである。果して、これでよ

いのであろうか。会計の基本コンセプトのシステムが単なる費用配分の技術的補完手段に変遷してしまったのである。減価償却を考える場合に、この点を深く認識し、費用動態論の枠を破った新しい理論の展開が望まれるのである。

(未 完)